

度会・南伊勢風力発電所建設計画 環境影響評価方法書に対する 三重県知事意見

（総括的事項）

- 1 本事業は、前事業者が同地で計画していた風力発電所建設計画（以下、「当初計画」という。）を現事業者が事業承継したものであるが、当初計画に対しては、地域住民らから騒音、土砂災害、生態系等への影響について、事業を不安視する意見や反対する意見が多数寄せられていた経緯があり、関係町長からも「環境への影響を最大限、回避及び低減に努めた計画とし、地域住民の不安が払拭され、事業への理解が得られるよう丁寧に対応すること。」との意見が提出されている。
このことをふまえ、本事業が環境に及ぼす影響を十分に調査、予測及び評価するとともに、可能な限り影響を低減できるよう環境保全措置を検討すること。また、関係機関と十分な協議を行うとともに、資源エネルギー庁の「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」に基づき、地域住民等と十分なコミュニケーションを図る等、不安の払しょく及び事業への理解に向けた努力を行うこと。
- 2 事業の実施にあたっては、環境保全に関する最新の知見を考慮するとともに、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。
- 3 事業実施の際に予測結果と異なる状況が発生した場合には、必要に応じて再度予測、評価を行うとともに、適切な措置を講じ可能な限り環境影響の回避または低減に努めること。
- 4 調査、予測及び評価を行うにあたっては、既存の文献、類似事例等を参考にした上で、環境影響について可能な限り定量的な把握に努めるとともに、知見が不十分で予測、評価に不確実性を伴う場合には、事後調査を計画すること。
- 5 環境保全措置の検討にあたっては、同様の事業で公開されている事後調査結果等を参考にして、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

（個別的事項）

1 騒音及び超低周波音

- （1）風力発電設備の選定にあたっては、純音性成分が少ない機種を選定するよう努めること。
- （2）当初計画における施設の稼働に伴う騒音や超低周波音について、地域住民から健康面等、様々な影響を不安視する意見が寄せられていることから、本事業においても必要に応じて事後のモニタリング調査を検討すること。

2 水質

対象事業実施区域周辺には、多くの水道水源が存在することから、風力発電機の設置、管理用道路の造成等に伴う土地の改変によって、水源に影響が生じることが懸念される。本事業の実施にあたっては、水源への影響を可能な限り回避するよう事業計画を検討すること。

3 地形及び地質

風力発電機の設置、管理用道路の造成等に伴う土地の改変によって植生が失われることで、土壌が流出するなど土地の安定性に影響が生じることが懸念されることから、土地の安定性について予測及び評価の対象とすることを検討すること。

4 動物

(1) 紀伊半島南部の山地はヤマネの生息が確認されている地域であり、対象事業実施区域においても生息の可能性があることから、専門家等の意見を聴いた上で、調査の実施について検討すること。

(2) 対象事業実施区域および周辺におけるコウモリ類の生息状況について文献情報を精査し、環境影響評価準備書に反映すること。また、コウモリ類の調査、予測及び評価にあたっては、専門家等の意見を聴いた上で、その意見を十分に反映させること。

(3) 鳥類及びコウモリ類の渡りの経路は年や個体によって変動があることから、専門家及び関係諸団体の意見を聴いた上で、十分な調査を実施すること。

(4) バードストライク及びバットストライクを回避するため、調査並びに専門家及び関係諸団体から得られた鳥類及びコウモリ類の渡りの情報を活用した予測及び評価を行うこと。また、バードストライク及びバットストライクが発生する可能性が高い時期において、必要に応じて、一時的に風車を停止させる措置についても検討すること。

(5) 風力発電施設の稼働による鳥類への影響の予測及び評価においては、現地調査におけるそれらの種の活動時間を正しく反映して年間衝突数を予測すること。また、他事業におけるバードストライク事例に加え、既存の文献や専門家等の知見から得られる種ごとの寿命や繁殖成功率等を元に影響を定量的に評価すること。なお、その結果、対象事業実施区域周辺の個体群の維持に影響が生じると認められる場合には、風力発電施設の配置等を見直すこと。

(6) 水生動物の生息状況を調査する際は、直接観察や目視及び捕獲による調査に加え、実施可能な生物種については環境 DNA による調査についても検討すること。

5 植物、生態系

(1) 対象事業実施区域及びその周辺はシカによる食害が顕著な地域であり、土地の改変によって生じる裸地や法面の植生が食害を受けて回復しないことで、土砂の崩落及び流出が生じ、水環境、生態系等に影響が生じることが懸念される。このことから、裸地や法面は早期に緑化するとともに、植生の回復が阻害されることを防ぐための防鹿柵の設置や、シカの移動経路を遮断する措置等について検討すること。なお、緑化を行う際には可能な限り郷土種を用いること。

(2) 対象事業実施区域内に存在する常緑広葉樹林の改変は可能な限り回避するよう、事業計画を検討すること。

6 生態系

生態系の典型性注目種として、動物種以外に事業実施区域内の植生を代表する植物群落である常緑広葉樹林を選定すること。また、予測及び評価にあたっては、注目種及び群集への影響のみならず、生態系全体に対する影響についても検討すること。

7 景観、人と自然との触れ合いの活動の場

事業実施区域及びその周辺は、倭ノ姫山及び道方山への登山道が存在することをふまえ、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響については、利用状況を適切に把握するとともに、利用者に与える圧迫感という観点も含めて予測及び評価の実施を検討すること。



度建第 1109 号
令和3年3月23日

三重県知事 鈴木英敬 様

度会町長 中村忠彦



度会・南伊勢風力発電所建設計画 環境影響評価方法書に対する環境の
保全の見地からの意見について（回答）

令和3年1月25日付環生第16-167号で照会のありましたこのことについて別添のとおり回答します。

度会町におきましては、度会・南伊勢風力発電事業所建設計画は関係する全ての地域の理解が確認されなければ、事業を推進することはできないと考えております。

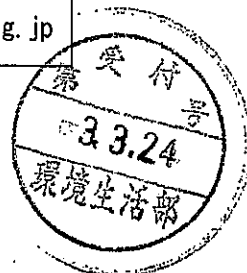
つきましては、当町の方法書に対する意見の反映について配慮いただきますようお願いいたします。

事務担当：度会町建設水道課

TEL：0596-62-2415

FAX：0596-62-1138

e-mail:kankyou@town.watarai.lg.jp



度会・南伊勢風力発電所建設計画 環境影響評価方法書に対する意見

【はじめに】

風の力で電気を作り出す風力発電は、環境負荷が少ない発電方法として注目されており、海外や国内でも風力発電機の設置基数が増加している。また、国や三重県でも新エネルギー導入促進に向けた取り組みが行われている。

しかし、森林に設置される風力発電設備は、地形や周辺環境に大きな影響を与え、土石流等の災害の発生、湧水の汚染、枯渇、野生鳥獣等生態系への甚大な被害が考えられ、地域で生活する住民にとって大きな不安となっている。

特に、当計画は平成 25 年に株式会社安藤・間が事業を計画した際、地域住民の理解を得ることができず休止していたものを継承しているため、当計画の環境影響評価にあたっては、地域住民の不安を払拭できる環境影響の調査、予測及び評価手法である必要がある。

【自然環境及び生活環境に配慮した計画の検討】

風力発電設備及び工事用道路等の付帯設備の配置の検討に当たっては、施工性、経済性及び用地確保の容易性よりも環境に及ぼす影響の回避又は提言を優先し、重大な影響が認められる場合は、風力発電設備等の配置や基数、規模の見直しを行った上で、その経緯も含め準備書で示すこと。

事業実施区域は、自然豊かな森林地域であり、過去にも別の風力発電事業計画があった経緯もあることから、自然環境や生活環境への影響など計画の進捗を不安視する地域住民も存在する。計画を進めるにあたっては、環境への影響を最大限、回避及び低減に努めた計画とし、地域住民の不安が払拭され、事業への理解が得られるよう丁寧に対応すること。

なお、本町としては関係する全ての地域の理解が確認されなければ、事業を推進することはできないため、その点十分考慮されること。

【評価手法の見直しや追加】

準備書を作成するに当たり、環境影響評価の項目並びに環境影響の調査、予測及び評価手法の選定に影響を及ぼす新たな事実が判明した場合には、必要に応じて環境影響評価の項目並びに環境影響の調査、予測及び評価手法の見直しや追加を行うこと。

環境保全措置を計画する際には、実行可能な措置であることがわかるように具体的に記載するとともに、その検討した経緯を明らかにし、選択した環境保全措置の不確実性についても明らかにすること。

また、環境影響評価を行う過程において、項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が

生じた場合には、必要に応じて、選定した項目及び手法の見直しや追加調査、予測及び評価を行うこと。

当該事業で計画される風力発電設備（4,300kW／基）は、事業者が全国で建設されているものよりも大きな規模であり、また累積的影響の検討に用いている「度会ウィンドファーム」の設備（2,000kW／基）の2倍を超過するものであることから、当該規模を前提とした最新の知見や情報等に基づいた適切な方法により調査及び予測を行うこと。

特に、想定区域の周辺には住居等も存在し、これらに対する騒音、超低周波音及び風車の影等による生活環境への影響が懸念されることから、従来の規模以上に慎重に評価を行うとともに、具体的な回避・低減措置を準備書に記載すること。

【長期的な影響の評価】

本件は風力発電設備の存在が長期間にわたって自然環境や地域住民への生活環境に影響を及ぼすものであるため、事業実施区域だけでなく周辺地域への影響を考慮し、事業の進捗に応じた予測のもとで実施すること。

【住民への配慮及び情報提供】

環境影響評価の実施にあたり、地域住民に対し不安を与えることのないよう十分配慮するとともに、積極的な情報提供を行うなど丁寧に対応すること。

各調査を行う箇所については、所有者及び地元との連絡を密にはかり、おこなうこと。

【個別事項】

（大気環境）

騒音や振動について法律や条例等で規制基準は設定されているが、感じ方は人それぞれであり、風力発電設備が稼働してからストレスになるような騒音や振動がある場合、地域住民の生活に影響がある。

事業を計画するにあたっては、規制基準や指針に基づくだけでなく、国内外の類似条件での事例、最新の知見を踏まえ影響を予測及び評価すること。

道路交通騒音の調査において、南中村地内は県道伊勢南島線沿いに人家が点在しているため、走行ルートにかかる関係車両の影響はどれも同じであると思われるので、TN-1 調査地点を、対象事業実施区域に一番近い人家付近の県道にならないか検討すること。

（水環境）

森林の伐採及び土地の改変を伴う造成工事が、水源の涵養、土砂の流出・崩壊防止、生活環境の保全など、森林の公益的機能に及ぼす影響を回避又は極力低減するよう、具体的な保

全措置を準備書に記載すること。

事業の実施に伴い発生する水の濁りは、降雨の影響を受けることから、降雨が及ぼす水の濁りへの影響について調査、予測及び評価を行うこと。

度会町上水道における川上水源地及び新設水源が、事業実施地の下流域に属するため、水質については濁水の調査にとどめず、町民の生活の安全確保のため厳格に評価すること。また、的確に検証するため、調査地点及び回数を増やすこと。

起業地の一部が度会町水道水源保護条例に規定する水道水源保護区域に該当することから、対象事業として協議に付すること。また、水道水源の実態を十分把握したうえで同条例に規定する事業者の責務において最大限必要な措置を講じること。

工事用地の濁水対策として沈砂池の設置となっているが、土粒子が沈降し澄んだ水を排水する沈砂池となるよう大きさを検討すること。また、降雨時の崩落及び濁水対策として、法面には緑化対策を講じること。

流速抑制対策としてふとん簗の設置となっているが、法面等の不安定な箇所へ設置する場合はふとん簗の崩落防止対策を講じること。

(その他の環境)

事業実施区域の地形及び地質、土地の安定性については、最新の資料を用いて正確に把握し、計画する風力発電設備の規模を十分に考慮したうえで、予測及び評価を行うこと。

また、森林の伐採や土地の改変など造成等の施工は最小限に留めるとともに、施工に伴う土砂の流出や崩壊防止など、森林の公益的機能に及ぼす影響を回避又は極力低減するよう、具体的な保全措置を準備書に記載すること。

(廃棄物等)

伐採された支障木等については、資源として有効利用を図るとともに、具体的な利用方法を準備書で示すこと。

事業の実施により残土が発生する場合は、発生量の削減を図ること。

残土の処分等で山間部に盛土をすると、豪雨や震災等で崩落し、災害や濁度が発生する恐れがある。

残土を事業実施区分内外で処分する場合には、残土の処分場の位置や改変面積、降雨時の土砂流出対策を準備書で示すこと。

(動物)・(植物)・(生態系)

事業の実施による動物、植物及び生態系に及ぼす影響を回避又は極力低減するために、地域に精通した専門家の意見を聞きながら、調査手法や調査時期などを検討すること。

工事用道路の整備による地域個体群の分断や工事関係車両と動物との交通事故が生じる恐れがあることから、分断や交通事故の発生について調査、予測及び評価すること。

生態系の先行調査において、調査期間の後に他発電事業が実施されていることも考慮し、事業実施に伴う生息地の変化予測等も取り込み、鳥獣害対策の方針を明らかにし、近隣農地等に影響が出ないよう最大限の方策を講じること。

当該事業により尾根部が改変されることで、山の乾燥化や林内における切り開かれた空間の出現など、シカやイノシシ、サル等の生息環境が変化し、鳥獣害の被害拡大が懸念されることから、これらの種について現在の生息地利用状況の調査を行い、事業実施後における生息環境の変化に対する予測評価及び対策案の提示を行うこと。

(景観)

景観については、風力発電設備だけでなく、送電線や鉄塔、管理用道路等も予測評価の対象とし、それらを含めた全体像についてフォトモンタージュを作成すること。その際、実際の景観対象の大きさなど視覚的印象を十分反映したモンタージュとすること。

また、作成後は地域住民等が設備の設置後の状況を想像しやすいよう準備書に掲載を行うこと。

主要な眺望地点として、主要な視点場として県に登録している「宮リバー度会パーク」を追加すること。

(人と自然のふれあいの場)

- ・人と自然との触れ合いの活動の場の状況について (3-1-87)

参照出典覧にわくわくマップ in わたらい(2020年3月発行)を追加し、活動の場としておうむ石と乙女岩を追加すること。

(その他)

- ・風車は観光スポットにもなり、町外からの来訪者の増加が見込まれるが、ごみのポイ捨て、危険運転、違法駐車等で地域住民の迷惑となることが想定されるため、人の往来による環境の変化も調査、予測及び評価すること。
- ・本事業の対象森林には保安林・森林整備センター分収造林契約地も存在しているため、事業実施に際しては、関係機関との連携を密にはかること。
- ・造成等の施工による一時的な影響として、地域への粉塵被害が懸念されることから、その影響評価及び対策案の提示を行うこと。
- ・児童生徒の通学、通行及びスクールバスの運行の影響を予測及び評価し、配慮と安全の確保をすること。特に、児童生徒の通学の時間帯には、安全運転と児童生徒の通学を優先に留意

すること。

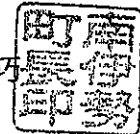
- ・調査及び工事中に遺跡、遺物が発見された場合は、速やかに教育委員会に連絡すること。
- ・工事期間における大型資材等の搬入路については、道路管理者や関係者と事前に協議すること。



南 環 第 442 号
令和 3 年 3 月 15 日

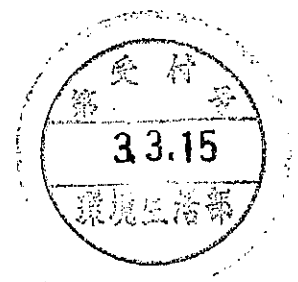
三重県知事 鈴木 英敬 様

南伊勢町長 小 山



度会・南伊勢風力発電所建設計画 環境影響評価方法書
に対する意見について（回答）

このことについて、令和 3 年 1 月 25 日付け環生第 16-167 号でご依頼のあり
ました標記の件について、環境影響評価法第 10 条第 2 項の規定により、別紙の
意見を提出します。



度会・南伊勢風力発電所建設計画 環境影響評価方法書に対する意見

- (1) 町民起点のまちづくりの推進を図るため、環境評価手続きにおいては、広く住民の参加を募り、有用な意見を事業計画に反映することが重要であり、準備書の手続きにおいても、その基本となる町民への情報提供、透明性の確保を行い、情報を積極的に提供し、町民の理解を得ながら事業を進めること。その際は、丁寧かつ十分な説明を行うこと。
- (2) 南伊勢町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例等を遵守すること。
- (3) 事業想定区域は山地であり、工事途中及び本事業の実施に伴う地形改変や気象状況により、下流部にある2か所の水源地や河川等への土砂や濁水の流出、水量の変化等が懸念される。適正な環境調査、予測及び評価を行い水質や水量の変化、土砂や濁水の流出による影響を極力回避・低減すること。
- (4) 工事中及び供用開始後に懸念される騒音及び低周波音等について、調査地点を4地点としているが、騒音及び低周波音については、風向・風速等の気象条件や地形等の特性の影響を受けることから、最新の知見等に基づき適切な調査、予測及び評価を行うこと。また、風力発電設備等による騒音又は低周波音等の影響を極力回避・低減すること。
- (5) 風力発電所開発行為により、森林面積が減少し、貴重な動植物の生息環境が失われることも予想される。事業実施にあたっては、対象事業区域内の適正な管理運営や、区域内に生息する希少な動植物の保全措置等について十分検討を行い、可能な限り多くの自然環境が保全されるよう検討すること。
- (6) 国道260号線を主要なルートとして想定しているが、工事車両による交通渋滞や車両による騒音については、環境負荷の少ない車両等を利用するとともに、工事用資材等の搬出入路の詳細が未定であるため、搬出入路を示すこと。また、工事車両や重機の稼働による影響を十分に配慮すること。
- (7) 事業実施想定区域及びその周辺は自然豊かで、本町の貴重な景観財産であり、四季を通じて彩豊かな森林景観がみられますが、風力発電開発行為においては、緑豊かな景観に影響を与える可能性があることから、南伊勢町環境保全条例を遵守し、風車本体及び送電線も景観に与える影響についても把握する

など、眺望点からの眺望も阻害する要因を限りなく排除する等、景観に配慮すること。



大紀環第 389 号

令和 3 年 3 月 22 日

三重県知事 鈴木 英敬 様

大紀町長 服部



度会・南伊勢風力発電所建設計画 環境影響評価方法書に対する

環境の保全の見地からの意見について（回答）

このことについて、令和 3 年 2 月 4 日付 環生第 16-169 号により照会がありました標記の件につきまして、環境の保全の見地からの意見を以下のとおり回答いたします。

記

意見はありません。

以上

事務担当：大紀町役場 環境水道課
TEL：0598-86-2245
FAX：0598-86-3191

